

## 鳥取県告示第280号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項及び同法第292条において準用する同項の規定に基づき、鳥取市ほか18市町村、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合及び鳥取県西部広域行政管理組合から受託している職員の研修に関する事務の委託に関する規約について次のとおり変更したので、同法第252条の14第3項及び同法第292条において準用する同項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成24年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

別表の左欄に掲げる市町村、一部事務組合又は広域連合(以下「市町村等」という。)と鳥取県が同表の中欄に掲げる日に締結した同表の右欄に掲げる規約の全部を次のとおり改める。ただし、「〇〇市(町村、広域行政管理組合、広域連合)」とあるのは、それぞれ規約を締結する市町村等の名称と、「〇〇市(町村)長(管理者、広域連合長)」とあるのは、それぞれ当該市町村等の長と、「市(町村)長(管理者、広域連合長)」とあるのは、当該市町村等が市である場合にあっては「市長」と、町である場合にあっては「町長」と、村である場合にあっては「村長」と、一部事務組合である場合にあっては「管理者」と、広域連合である場合にあっては「広域連合長」とする。

〇〇市(町村、広域行政管理組合、広域連合)と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 〇〇市(町村、広域行政管理組合、広域連合)(以下「甲」という。)は、職員の研修に関する事務の一部(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費の負担及び予算の執行)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とし、甲はあらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事(以下「知事」という。)が、鳥取県職員人材開発センター運営審議会の意見を聴き、〇〇市(町村)長(管理者、広域連合長)(以下「市(町村)長(管理者、広域連合長)」という。)と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積書及び研修計画書を市(町村)長(管理者、広域連合長)に送付しなければならない。

第3条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において甲及び乙の職員の研修経費並びに甲以外の職員研修受託事務に要する経費と合算して計上するものとする。

第4条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに市(町村)長(管理者、広域連合長)に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第5条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を市(町村)長(管理者、広域連合長)に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて市(町村)長(管理者、広域連合長)と連絡会議を開くことができる。市(町村)長(管理者、広域連合長)の申出がある場合においても、同様とする。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用されるこの条例等の全部又は一部を変更しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、市（町村）長（管理者、広域連合長）に通知しなければならない。

第8条 委託事務の管理及び執行について適用されるこの条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を市（町村）長（管理者、広域連合長）に通知しなければならない。

（その他）

第9条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

#### 別表

鳥取市	昭和32年1月25日	鳥取市 鳥取県 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
米子市	平成17年3月31日	米子市と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約
倉吉市	昭和32年1月25日	倉吉市 鳥取県 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
境港市	昭和32年1月25日	境港市 鳥取県 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
岩美町	昭和32年3月30日	岩美町 鳥取県 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
若桜町	昭和32年3月30日	若桜町 鳥取県 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
智頭町	昭和32年3月28日	智頭町 鳥取県 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
八頭町	平成17年3月31日	八頭町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約
三朝町	昭和32年1月25日	三朝町 鳥取県 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
湯梨浜町	平成16年10月1日	湯梨浜町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約
琴浦町	平成16年9月1日	琴浦町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約
北栄町	平成17年10月1日	北栄町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約
日吉津村	昭和32年3月30日	日吉津村 鳥取県 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
大山町	平成17年3月28日	大山町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約
南部町	平成16年10月1日	南部町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約
伯耆町	平成17年1月1日	伯耆町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約

日南町	昭和32年 1 月 25 日	石見村 鳥取県	職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
	昭和32年 1 月 25 日	福栄村 鳥取県	職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
	昭和32年 3 月 12 日	伯南町 鳥取県	職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
	昭和32年 3 月 13 日	多里村 鳥取県	職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
	昭和32年 1 月 25 日	高宮村 鳥取県	職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
日野町	昭和32年 1 月 25 日	根雨町 鳥取県	職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
	昭和32年 3 月 13 日	黒坂町 鳥取県	職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
江府町	昭和32年 1 月 28 日	江府町 鳥取県	職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
鳥取県東部広域行政管理組合	昭和62年 3 月 25 日	鳥取県東部広域行政管理組合と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約	
鳥取中部ふるさと広域連合	平成10年 5 月 1 日	鳥取中部ふるさと広域連合と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約	
鳥取県西部広域行政管理組合	昭和58年 4 月 1 日	鳥取県西部広域行政管理組合と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約	